



第28号

令和7年1月27日発行

部署や機関を超えた連携を強化し 支援体制の構築へ

関東ブロック再犯防止シンポジウム



(左) パネルディスカッションの様子 (右上) 村木厚子氏 (右下) 閉会挨拶をする池田東京矯正管区長

12月4日、大宮ソニックシティホールで再犯防止シンポジウムが開催されました。今年度のテーマは「地域における“息の長い”支援の実現」として、全国社会福祉協議会会長の村木厚子氏の基調講演の後、「改めて、地方公共団体が、なぜ、今、再犯防止に取り組むのか」をテーマに、東京都、埼玉県川口市、東京都八王子市、静岡県静岡市の各担当者がパネリストとして登壇され、地方公共団体の再犯防止への取り組み方などについて意見を交わし、犯罪・非行を犯し生きづらさを抱えている人を包摂する支援体制の構築のため、各自治体における他部署・外部機関との連携の在り方や、再犯防止推進に当たって国の役割として期待することなどについて議論がなされました。本シンポジウムはオンラインでも同時配信され、大盛況のうちに終了することができました。

この再犯防止シンポジウムは、東京高等検察庁、関東地方更生保護委員会、法務局そして東京矯正管区の4庁が共同して主催しているものになります。毎年主担当が変わり、今年は関東地方更生保護委員会でした。来年度はいよいよ当管区が主担当として実施することとなります。保護からのバトンをしっかり受け継ぎ、来年度の開催に向けて準備していきます。



「矯正施設がある」を強みに 矯正施設所在自治体会議関東甲信越地域部会



(左上)集まって本会に参加した安曇野市と本市に所在する有明高原寮 (右下)東京大学先端科学技術研究センター特任准教授 早川 公 氏

実践報告



栃木県さくら市

市内に所在する2つの矯正施設との意見交換会を実施し、今年度2つの連携事例を実現。

健康福祉部福祉課社会福祉係主任 畑山 香織氏



東京都府中市

ふるさと納税の返礼品に加え、再犯防止への理解促進を目的とした無償の刑務所参観を実施。

福祉保健部地域福祉推進課長補佐兼社会福祉係長 土橋 優介氏



保育課と川越少年刑務所との連携事例を紹介する川越市

12月20日、矯正施設所在自治体において組織される、矯正施設所在自治体会議関東甲信越地域部会が、議長を務める昭島市を中心にオンラインで開催され、同地域部会会長である臼井昭島市長、同会議全国会長の高野府中市市長を始めとする29自治体に加え、池田東京矯正管区長を始めとした管内矯正施設と合わせて45機関の74団体が参加しました。

矯正施設所在自治体会議とは、矯正施設（刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所）が所在する市町村が、矯正施設と共に地域における再犯防止策等を推進するなどして地域の特性や課題に応じた安全・安心で活力ある地域づくりを積極的に進めることを目的に構成された会議です。年1回の総会のほか、全国を7つのブロックに分け、地域毎の部会を開催しています。

今回は、社会包摂的なまちづくりの研究をされている東京大学早川特任准教授から、地方公共団体と矯正施設で協働して地方創生に取り組んでいくために効果的な方策について講演をしていただいたほか、各市町からの矯正施設との連携事例の発表を踏まえ、意見交換を行いました。



牛久シャトー株式会社 横浜刑務所教化事業後援会



内閣官房及び法務省では、平成30年度から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰しています。本年度は、再犯の防止等に関する部門において、管内の矯正施設と縁の深い牛久シャトー株式会社と横浜刑務所教化事業後援会の2団体が受賞されました。

牛久シャトー株式会社は、茨城県牛久市に所在する茨城農芸学院と協働したワイン醸造のためのブドウ作りについて、横浜刑務所教化事業後援会は、神奈川県横浜市に所在する横浜刑務所における教育的活動を通じた受刑者に対する教化事業について、それぞれ高く評価され、今回の受賞に至りました。



もっと知りたい 第二次再犯防止推進計画

重点課題（Ⅶ）＜⑤民間協力者の活動の推進＞



犯罪や非行をした人のほとんどはいずれ刑事司法手続から離れ、地域社会へと戻ってきます。その社会へのソフトランディングを支えているのが多くの民間協力者です。

受刑者や少年院在院者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員や矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師の方が、矯正施設を訪問し、長い間支援を続けてくださっています。

ほかにも、少年警察ボランティア、地域生活定着支援センター、保護司、弁護士、社会福祉士や、自助グループなど矯正施設の中だけではなく、刑事司法手続の様々な場面において、民間協力者がそれぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯防止施策を推進する上で欠くことをできない活動を行っています。

国は、こうした民間協力者の活動の重要性を認識した上で、一層促進していくことはもちろんですが、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていくとともに、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

第二次計画の施策の中で、矯正施設に関連するものと言えば、民間事業者の協力を得ながら、外部通働作業・院外委嘱指導等を活用して、社会内での指導機会の拡大を図ったり、犯罪をした人等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行うこととしています。

また、法務省では、ソーシャル・インパクト・ボンドを含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業を推進することや、民間協力者に対する表彰「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を引き続き実施して、効果的な広報に努めながら、国、地方公共団体、民間協力者の三者で一体となって再犯防止に取り組むことを目指していきます。

令和6年版

犯罪白書 再犯防止推進白書

公表されました！

令和6年12月に令和6年版の**犯罪白書**と**再犯防止推進白書**が法務省HPで公表されました。令和5年度までの再犯防止に関する統計情報や施策内容について分かりやすくまとめたものです。

どんな内容が
掲載されているの？

犯罪白書では、刑事司法手続の流れに沿った様々な統計から、犯罪の動向を知ることができます。また、犯罪の種類別の動向や犯罪者に対する処遇内容も紹介しています。

毎年、特集が組まれており、今回は、「女性犯罪者の実態と処遇」です。女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点を整理することにより、女性犯罪者に対する処遇・支援の在り方を考えるための基礎資料を提供することを目的としています。

再犯防止推進白書では、再犯防止に関する成果指標の推移を確認することができますほか、第二次再犯防止推進計画で掲げられた7つの重点課題ごとに章立てされ、各省庁が取り組んでいる施策について知ることができます。

特集では、社会復帰を果たした人の経験談から、彼らが犯罪や非行から離脱することができた要因は何かを分析しています。



犯罪白書は、犯罪の防止と犯罪者の改善更生を願って、刑事政策の策定とその実現に資するため、それぞれの時代における犯罪情勢と犯罪者処遇の実情を報告し、また、特に刑事政策上問題となっている事柄を紹介するものです。



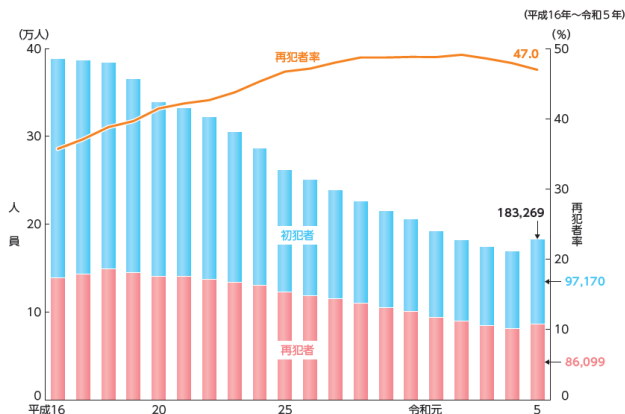
再犯防止推進白書は、毎年、前年度に政府が取り組んだ再犯の防止等に関する施策について取りまとめて国会に報告した内容の白書として刊行しているものです。

犯罪に関する最新値は？

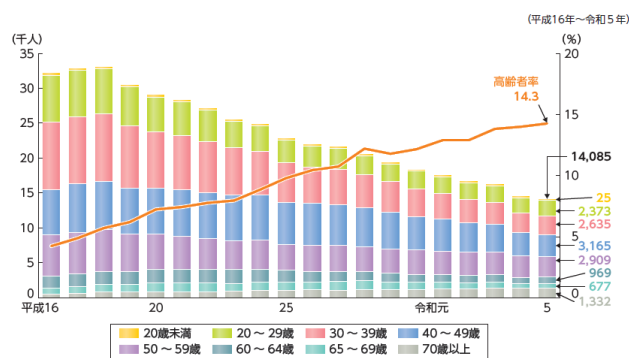
左下のグラフは犯罪白書からの引用した「再犯者率」の推移を示したものです。再犯者率は、刑法犯で検挙された人のうち、再犯者であった人が占める割合のことをいいます。この数値は、初犯者の人員の減少度合に比べて再犯者の人員の減少度合が小さいことから、上昇傾向にありましたが、令和3年から3年連続で低下しています。

下のグラフは、入所受刑者のうちの高齢者率の推移を示したものです。刑務所内の高齢化が進んでいることが分かります。高齢受刑者の処遇については、再犯防止推進白書で紹介しており、2つの白書を関連付けながら見ていただけますと、より知識を深めていただくことができます。

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。
3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。